

福 山 市
福山市上下水道局 告示第3号
福山市民病院

2024年（令和6年）福山市・福山市上下水道局・福山市民病院告示第2号2（2）
イ（イ）の追加申請期間等について、次のとおり定める。

2025年（令和7年）3月14日

福 山 市 長 枝 広 直 幹

福山市上下水道事業管理者 小 川 政 彦

福山市病院事業管理者 高 倉 範 尚

1 追加申請期間

測量、建設コンサルタント等業務に係る追加申請期間は、次のとおりとする。

追加申請期間	電子申請において別途提出すべき添付書類の到達期限日
2025年（令和7年）4月1日（火）から同年5月15日（木）まで	2025年（令和7年）5月15日（木）
2025年（令和7年）5月16日（金）から同年8月15日（金）まで	2025年（令和7年）8月15日（金）
2025年（令和7年）8月16日（土）から同年11月17日（月）まで	2025年（令和7年）11月17日（月）
2025年（令和7年）11月18日（火）から2026年（令和8年）2月16日（月）まで	2026年（令和8年）2月16日（月）
2026年（令和8年）2月17日（火）から同年5月15日（金）まで	2026年（令和8年）5月15日（金）
2026年（令和8年）5月16日（土）から同年9月15日（火）まで	2026年（令和8年）9月15日（火）

2 添付書類の提出方法

追加申請は、前項の表に定める追加申請期間内に、次の表に定める添付書類のうち表第2項及び表第10項から表第12項までのものを福山市が使用する電子計算機に備えられたファイルに電磁的記録で記録し、かつ、表第2項及び表第10項から表第12項までのものを除く添付書類を持参又は郵送等により行い、同表に定める到達期限日（以下「期限日」という。）までに福山市建設局建設管理部建設政策課（福山市東桜町3番5号）に到達させること（当該追加申請期間内に電磁的記録が記録されない場合又は期限日までに添付書類が到達されない場合は、申請全体を無効とする。）。

添付書類	備考	申請者の区分	
		市内業者	市外業者
1 送信完了兼受付票		○	○
2 入札参加資格申請書		○	○
3 登録証明書等	測量業者登録証明書、建設コンサルタント現況報告書、地質調査業者現況報告書、補償コンサルタント現況報告書、建築士事務所登録証明書、土地家屋調査士登録証明書、計量証明事業者登録証明書、不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し	△	△
4 完納証明書	福山市に納付すべき市税の完納を証明したもの（原本に限る。）。ただし、登記簿上の本店を福山市外に有する者で福山市に納税義務のない者を除く。	○	△
5 納税証明書	国に納付すべき消費税及び地方消費税の納税証明書「その3」（未納の税額がないこと用）（「その3の2」及び「その3の3」でも可）。（写しでも可）	○	○
6 財務諸表	法人の場合は、直前一年の事業年度についての貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表。個人の場合は、直前一年の事業年度についての貸借対照表及び損益計算書。	○	○
7 登記事項証明書	法人のみ提出すること（写しでも可）。	△	△
8 健康保険、厚生年金保険、雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況を確認できる書類の写し	社会保険等の加入状況を確認できる書類の写し。ただし、社会保険等に参加義務がない場合又は適法に他の保険に加入している場合を除く。	△	△

9 申出書	社会保険等に参加義務がない場合又は適法に他の保険に参加している場合に提出すること。	△	△
1 0 営業所一覧表	登記簿上の本店を福山市外に有する者で、福山市との契約締結権限を有する最寄りの営業所について提出すること。		△
1 1 有資格技術職員名簿	会社に在職する技術職員を記載すること。	○	○
1 2 希望業務実績調書		○	○
1 3 認定通知書送付用封筒	長形 3 号封筒（会社名等の入っていないもの）に切手 1 1 0 円を貼付。宛名は記入しないこと。	○	○
1 4 委任状	代表取締役等から支店長等に対する委任事項が記載されたもの		△
1 5 印鑑証明書	原本に限る。	○	○
1 6 使用印鑑届	実印と異なる印鑑を契約等に使用する場合に提出すること。	△	△
1 7 誓約書		○	○

注 1 ○印は、提出を必要とするものを示す。△印は、該当する者のみ提出を必要とするものを示す。

注 2 添付書類については、入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。

注 3 表第 3 項に定める書類のうち各証明書、表第 4 項、表第 5 項、表第 7 項及び表第 1 5 項に定める書類は、入札参加資格審査申請書を提出する日の 3 か月前の日以降に発行されたものを添付すること。

注 4 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を、地質調査業者登録業者が地質調査業務を、補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合は、各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば、表第 6 項、表第 7 項及び表第 1 2 項に定める書類については提出を省略することができる。ただし、提出する現況報告書の副本の写しは、国土交通大臣に提出し、その確認印を受けたものであることとし、また、希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限る。

注 5 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前 1 年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は、表第 6 項にかかわらず、直前 1 年の事業年度の前年度の財務諸表とする。

注 6 建設政策課に提出する添付書類は全て A 4 ファイルに綴るものとする。市内業者はピンク色、市外業者は黄緑色とし、表紙及び背表紙に会社名を記載すること。